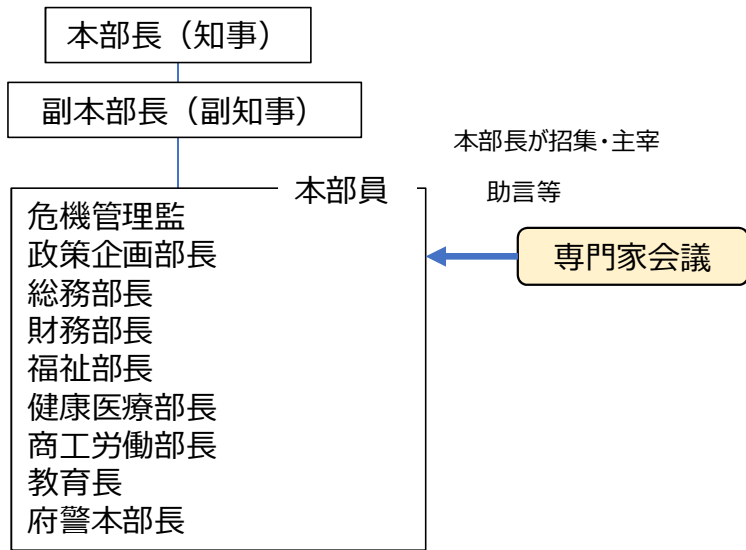


- ◆ 5類感染症への位置づけ変更後も、当面の間、行政による病床確保等の移行措置が続くことから、移行措置期間終了までの間、感染拡大時の対応や全体方針の協議の場として、新たに、一部の関係部局が参画する庁内会議を設置。また、医療関係団体等との協議の場として、新型コロナウイルス感染症対策協議会は当面、継続。

新型コロナウイルス対策本部
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条)



幹事会 危機管理室長が招集・主宰
危機管理室、政策企画部、総務部、財務部、福祉部、健康医療部、商工労働部、教育庁、府警本部 関係室課

5類感染症への位置づけ変更

新型コロナウイルス感染症対策会議
(大阪府新型コロナウイルス感染症対策会議設置要綱)

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る移行措置期間中(※1)の感染拡大時の対応や全体方針の協議のため、知事、副知事(健康医療部担当)及び関係部局長(※2)で構成する庁内会議を新たに設置する。会議は公開とし、必要に応じて有識者等から意見を聴く。

- (※1) 国において、令和6年4月までの間、感染拡大への対応や医療提供体制の状況等検証したうえで、その結果に基づき、必要な見直しを行うこととされている。
- (※2) 政策企画部長、福祉部長、健康医療部長、教育長(事務局は健康医療部内に設置)

※新型コロナウイルス感染症にかかる感染状況等については、必要に応じて庁内関係部局間での情報共有を実施していく。

新型コロナウイルス感染症対策協議会
(大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱)

サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制について、医療関係団体等と協議

新型コロナウイルス感染症対策協議会
(大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱)

※左記に同じ